

○宇部・山陽小野田消防組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金条例

令和6年7月25日

条例第3号

(設置)

第1条 石油貯蔵施設立地対策等交付金交付規則(昭和53年通商産業省告示第434号)で定める交付対象事業に要する経費の財源を確保するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第241条第1項の規定に基づき、宇部・山陽小野田消防組合石油貯蔵施設立地対策等交付金基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用の禁止)

第5条 管理者は、基金に属する現金を繰り替えて運用することはできない。

(処分)

第6条 管理者は、第1条の交付対象事業に要する経費に充てるときに限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理について必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。